

富山県介護施設等 ICT 導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）第21条の規定に基づき、富山県介護施設等 ICT 導入支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 介護施設等への ICT の導入を支援することにより、介護従事者の業務負担の軽減及び業務効率化を図ることを目的とする。

(補助金の交付、申請主体)

第3条 知事は、富山県内の介護保険法に基づく指定介護サービス事業所・施設を運営する法人等であって、知事が適当と認める者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象となる事業所)

第4条 この補助金の補助対象となる事業所は、富山県内に所在する介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業所で、かつ、介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所とする。

(補助対象要件、補助対象経費等)

第5条 この補助金の補助対象要件、補助対象経費、補助上限額、補助率及び補助額は、別表によるものとする。

(補助対象外経費)

第6条 次の各号に掲げる経費は、補助金の交付対象外とする。

- (1) 交付決定を受けた年度以前に購入、レンタル又はリース契約を締結したもの
- (2) 他の補助金の交付を受けている又は受けることを予定しているものにかかる経費
- (3) 保険料、通信費、メンテナンス費用（介護ソフトのシステム保守料を除く）
- (4) 事業所に設置するパソコン及びプリンター
- (5) 既に保有している機器等の廃棄にかかる経費
- (6) 機器の設置にかかる建物の改修費
- (7) 消費税及び地方消費税
- (8) その他事業目的に照らし適当と認められないもの

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に以下の関係書類を添えて、別に知事の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書（様式第1-2号）

- (2) ICT 導入計画書（様式第 1 - 3 号）
- (3) 歳入歳出予算書（見込書）抄本
- (4) 導入する機器のカタログ等
- (5) 見積書の写し

（交付の決定）

第 8 条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において当該申請者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付の条件）

第 9 条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、補助金変更交付申請書（様式第 3 号）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機器については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（軽微な変更）

第 10 条 前条第 1 号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 事業の内容を著しく変更すること。
- (2) 入札減などやむを得ない事由以外の事由により補助金額を 20 パーセント以上変更すること。

(実績報告書)

第 11 条 補助対象者は、補助金実績報告書（様式第 2 号）に以下の関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算額調書（様式第 2 - 2 号）
- (2) 歳入歳出決算書（見込書）抄本
- (3) 補助事業に係る領収書の写し
- (4) 補助事業に係る契約書の写し
- (5) 導入した機器の写真

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

別 表

1 補助対象要件	2 補助対象経費	3 補助 上限額	4 補助率	5 補助額
<p>1 目的要件 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能な介護ソフトであること（転記等の業務が発生しないこと）。 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たに導入する職員の負担軽減効果のあるタブレット端末等のハードウェアやバックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）用のソフトウェアであること。</p> <p>2 技術的要件 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づきサービス提供するものに限る。）の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。</p> <p>3 市場的要件 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。</p> <p>4 その他 本事業により ICT を導入した事業所においては、科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence ; LIFE（ライフ）。以下「LIFE」という。）による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。 ICT 導入に関して他事業者からの照会等に</p>	<p>タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（標準仕様や LIFE 対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策に要する経費等</p> <p>※ 上記経費は当該年度中に係る経費のみが対象。毎月支払いを行う介護ソフトの利用料やリース費用も対象とするが、対象期間は、当該年度分（当該年度の3月末までに係る経費）に限る。</p> <p>※ タブレット端末ハードウェアは、生産性向上に効果のあるものが対象であるが、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーション力を図るためのインカムなど、ICT 技術を活用したものを対象とし、事業所に置くパソコンやプリンターは対象外とする。</p> <p>※ 運用に必要な Wi-Fi ルーターなど Wi-Fi 環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用も対象とするが、通信費は対象外とする。</p>	<p>1 事業所につき 1,000 千円 (1 法人につき 2,000 千円)</p>	<p>① 次の要件のいずれかを満たす事業所 3 / 4</p> <ul style="list-style-type: none"> LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること、なお LIFE への登録については、介護ソフト間における CSV 連携の標準仕様を実装した介護ソフトを活用していること。 事業所内・事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること（ここでいう「データ連携」とは、既存の情報共有システムやデータ連携サービスを利用して、同一事業所内に加えて、異なる事業所間や地域の関係機関間においても居宅サービス計画書等のデータ連携を行っていること）。 <p>② 中山間地域*に所在する事業所 2 / 3</p> <p>③ 上記以外の事業所 1 / 2</p>	<p>1 事業所につき、補助対象経費に補助率を乗じた額と補助上限額のいずれか少ない額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）</p> <p>但し、1 法人につき、上記により算出した事業所当たりの補助額の合計額と 2,000 千円のいずれか少ない額</p>

応じること。ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会等に応じる必要はないことに留意すること。

「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」(厚生労働省老健局・令和2年3月発行)や「居宅サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver.1.1」(厚生労働省老健局振興課・平成28年度)を参考に、ICTを活用した事業所内の業務改善に取り組むこと。

※中山間地域とは、「富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例」第2条に規定する次の区域を指す

- ①山村振興法第7条第1項の規定により振興山村として指定された地域、②半島振興法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域、③特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域、④過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域、⑤棚田地域振興法第7条第1項の規定により指定棚田地域として指定された区域、⑥その他、これらに類する地域として知事が定める区域